

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和8年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）

へのご協力依頼について

計5枚（本紙を除く）

Vol.1482

令和8年3月17日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3960)  
FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
令和8年3月17日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 老人保健課

令和8年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握するため、「令和8年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」を本年5月に実施する予定です。

本調査は、令和9年度介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要なものとなることから、より多くの施設・事業所の皆様に御協力が必要です。

つきましては、本調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。（別紙1）

なお、法人本部の方にもご協力いただくことで、より円滑かつ正確な回答が可能となることをご要望があったことを踏まえ、事前に届出いただいた法人本部の方に対して、傘下の調査対象施設・事業所分の調査票をまとめて送付する「一括送付」の仕組みを導入していますので、併せてご周知をお願いいたします。（別添2）

# 令和8年度 介護事業経営実態調査

へのご協力をお願いします。

厚生労働省では、本年5月に「令和8年度 介護事業経営実態調査」を実施いたします。

本調査は、令和9年度介護報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要な統計調査です。

調査票が届いた介護サービス施設・事業所の皆さまにおかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

**調査回答期間 ▶ 調査票の到着後(5月中旬頃)～7月7日まで**

※本調査は無作為抽出調査のため、5月末までに調査票が届かない施設・事業所においては、今回の調査対象ではございません。

ご回答いただいた内容は、令和9年度介護報酬改定の検討などに活用されます

調査票回答



集計・分析



報酬改定の検討



介護報酬へ反映



# 令和8年度 介護事業経営実態調査

へのご協力をお願いします。

## 一調査の内容一

- 介護保険サービスの提供状況（利用者数等）
- 居室、設備等の状況
- 介護テクノロジーの導入状況
- 職員配置や職員給与の状況
- 令和7年度の事業収入（収益）の状況
- 令和7年度の事業支出（費用）の状況



調査票のサンプルはこちら  
(例) 介護老人福祉施設

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001655731.pdf>

※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計の作成以外の目的に使用することはありません。

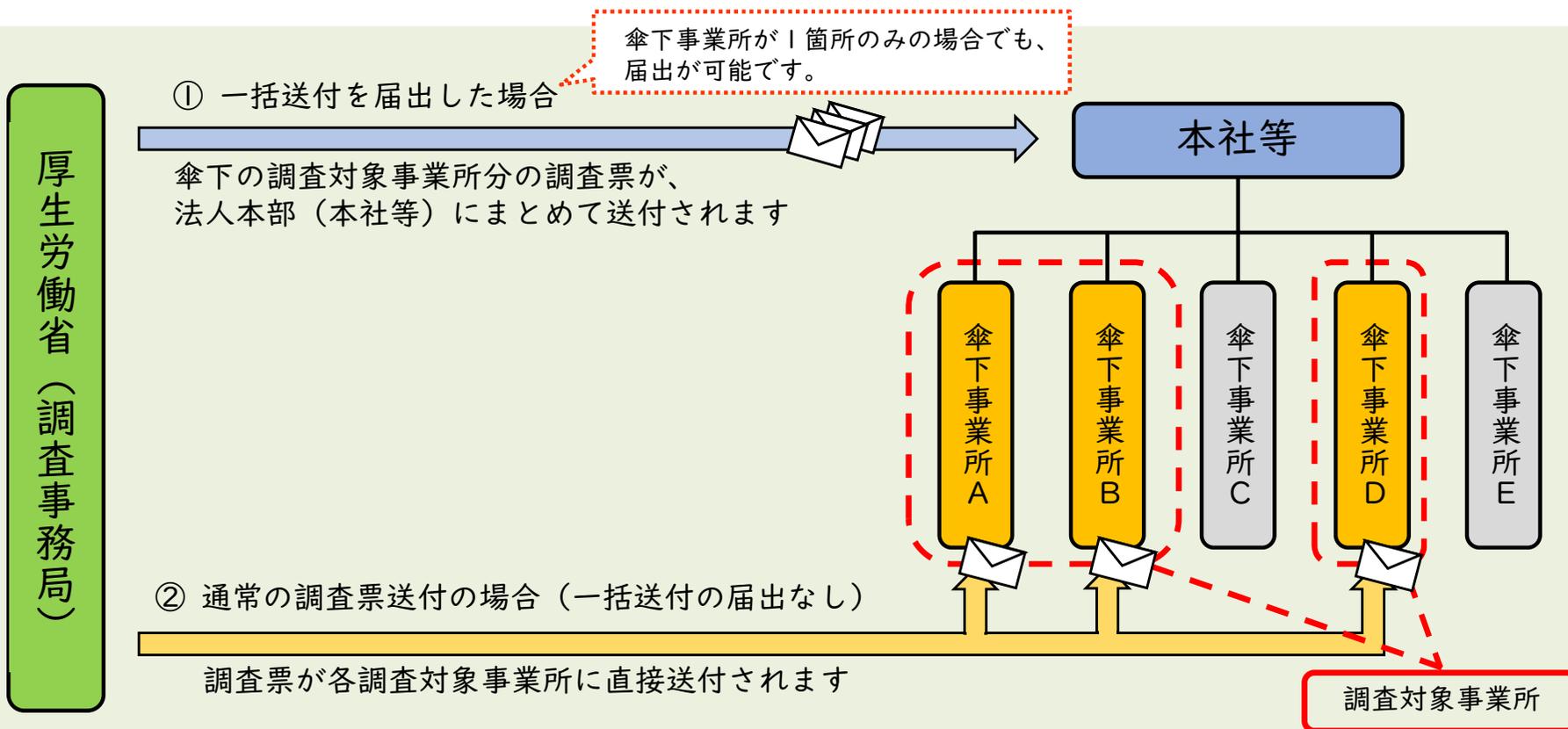
## 一回答に必要な資料一

調査にご回答いただくにあたり、  
右記の資料を事前にご用意いただくと  
スムーズに回答いただけます。

- ✓ 令和8年4月の利用者数等が分かる資料
- ✓ 令和8年4月の職員数、給与支給を管理している資料  
(シフト表、賃金台帳など)
- ✓ 令和8年4月の食事提供回数分かる資料 (栄養管理報告書など)
- ✓ 令和7年度の決算資料 (損益計算書または事業活動計算書、  
キャッシュフロー計算書または賃金収支計算書など)
- ✓ 毎月の介護料収益等が分かる資料  
(国保連合会から送付される明細書など)
- ✓ 利用者から徴収する保険外利用料を管理している資料 (帳簿など)

## 「一括送付」の仕組みを導入しています

- 「一括送付」とは、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）。
- 法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答ができるようになりますので、積極的にご活用いただくようお願いいたします。
- ※ 「一括送付」が不要の場合は、通常の調査方法（下図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、届出の必要はありません。
- ※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが可能です。傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。



## 「一括送付」の仕組みを導入しています

### 【一括送付の届出方法】

- ・ 下記のQRコードを読みとるかURLを入力し、届出書をダウンロードしてください。
- ・ 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレス宛までお送りください。

届出書のダウンロードはこちらから

【提出期限】 **4月10日（金）まで**  
【提出先】 [kaigo-survey@mhlw.go.jp](mailto:kaigo-survey@mhlw.go.jp)



【厚生労働省HP 一括送付の仕組みの創設について】

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23\\_shikumi.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html)

### 「一括送付」手続きの流れ

#### Step 1 届出書のダウンロード

- ・ 「一括送付」を希望する場合、厚生労働省HPから届出書をダウンロードしてください。

4月10日まで

#### Step 2 届出書の記入・提出

- ・ 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレスへお送りください。

5月中旬頃～

#### Step 3 調査対象事業所のお知らせ

- ・ 調査事務局より、法人本部ご担当者様へ、調査対象となった事業所をお知らせいたします。
- ・ 法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所の調査票がまとめて送付されます。

#### Step 4 調査票の受取

※Step3と4は前後する場合があります。

7月7日まで

#### Step 5 調査票の提出

- ・ 調査票を記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。